平成２４年（フ）第９６７号
横浜市戸塚区川上町318番地　県営川上団地37棟304号
債務者　北島　孝幸
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第９５１号
大阪市北区西天満６丁目４番13号
破産者　有限会社オーシーツアーシステム
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８９７号
福岡県福岡市南区高木１丁目16番20号
破産者　有限会社ディ・エス・ピー・シー
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１８号
福岡県福岡市東区若宮４丁目２番15―503号
破産者　有限会社宮地化建
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７２号
福岡市東区松香台１丁目６番９号
破産者　株式会社ＧＩＭ
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１号
福岡市東区名島４丁目26番９―104号
破産者　有限会社博多まるとも
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４号
福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字狢久保２番地８
破産者　及川自動車株式会社
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目21番３―1005号
破産者　エヌ・エス商事株式会社
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９７号
神奈川県秦野市戸川506番地の12
破産者　株式会社林総業
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１０９号
相模原市緑区相原４丁目７番13号　エトワール101号
破産者　有限会社ワイケーホームズ
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４９８号
岐阜県本巣郡北方町高屋条里３丁目17番地の２
破産者　ＴＲＩＣＫ―ＭＡＳＴＥＲ有限会社
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４９９号
岐阜県本巣郡北方町高屋条里３丁目17番地の２
破産者　岩脇　真也
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５９０号
岐阜県各務原市成清町７丁目102番地
破産者　有限会社うえむら
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５９１号
岐阜県各務原市成清町７丁目102番地２
破産者　上村　勝美
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４９０号
愛知県岡崎市上地１丁目13番地17
破産者　株式会社くるまワールド
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
愛知県豊田市逢妻町４丁目28番地３
破産者　有限会社アーミシュ
1　決定年月日　平成24年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１２０１号
東京都多摩市関戸３丁目14―８―402、開始決定時の住所東京都多摩市永山１丁目13―１―314
破産者　淺沼　敦子
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６５２号
東京都中野区江古田３丁目９番13号
破産者　有限会社村山クリーニング
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８１６号
東京都江東区枝川１丁目８番15―1015号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区宇田川町36番６号
破産者　株式会社プランニングエニー
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８１７号
東京都江東区枝川１丁目８―15―1015
破産者　福王　喜良
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１８２号
東京都江戸川区中葛西５丁目８―18―402
破産者　風間　欣哉
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部